安　全　デ　ー　タ　シ　ー　ト

整理番号 TNI 00157
作成日 2005/12/1
最終更新日 2015/1/1

大陽日酸

1. 化学物質及び会社情報

会　　社　：大陽日酸株式会社
住　　所　：〒142-8558　東京都品川区小山 1-3-26 東洋 Bldg.
担当部門　：SI 事業部　　担 当 者 ：平　　博 司
電話番号　：03-5788-8695　　FAX 番号 ：03-5788-8710
緊急連絡先：SI 事業部（電話番号 03-5788-8550）
メールアドレス： Isotope.TNS@tn-sanso.co.jp
ホームページアドレス：http://stableisotope.tn-sanso.co.jp

化学物質	過酸化水素
製品名	過酸化水素水－^{18}O

＊ 安定同位元素で標識された化合物は、標識核種及び位置により製品名称が異なりますが、安全性データは非標識化合物と同一とみなします。従って、特に指定しない限り本シートに記載されているデータは、非標識化合物のデータを採用しています。

2. 危険有害性の要約

ＧＨＳ分類

物理化学的危険性：	火薬類	区分外
	可燃性・引火性ガス	分類対象外
	可燃性・引火性エアゾール	分類対象外
	支燃性・酸化性ガス	分類対象外
	高圧ガス	分類対象外
	引火性液体	区分外
	可燃性固体	分類対象外
	自己反応性化学品	区分外
	自然発火性液体	区分外
	自然発火性固体	分類対象外
	自己発熱性化学品	区分外

	水反応可燃性化学品	分類対象外
	酸化性液体	区分 1
	酸化性固体	分類対象外
	有機過酸化物	分類対象外
	金属腐食性物質	分類できない
健康に対する有害性：	急性毒性（経口）	区分 4
	急性毒性（経皮）	区分 5
	急性毒性（吸入：ガス）	分類対象外
	急性毒性（吸入：蒸気）	区分 3
	急性毒性（吸入：粉じん）	分類対象外
	急性毒性（吸入： ミスト）	分類できない
	皮膚腐食性・刺激性	区分 1A - 1C
	眼に対する重篤な損傷・眼刺激性	区分 1
	呼吸器感作性	分類できない
	皮膚感作性	分類できない
	生殖細胞変異原性	区分外
	発がん性	区分外
	生殖毒性	区分 2
	特定標的臓器・全身毒性（単回ばく露）	区分 1 （呼吸器・中枢神経系）
	特定標的臓器・全身毒性（反復ばく露）	区分 1 （肺） 区分 2（血液）
	吸引性呼吸器有害性	分類できない
環境に対する有害性：	水生環境急性有害性	区分 2
	水生環境慢性有害性	区分外

ラベル要素

絵表示又はシンボル：

注意喚起語： 危険

危険有害性情報： 火災又は爆発のおそれ；強酸化性
飲み込むと有害（経口）

皮膚に接触すると有害のおそれ（経皮）
吸入すると有毒（蒸気）
重篤な皮膚の薬傷・眼の損傷
重篤な眼の損傷
生殖能又は胎児への悪影響のおそれの疑い
呼吸器・中枢神経系の障害
長期又は反復ばく露による肺の障害、長期又は反復ばく露による血液の障害のおそれ
水生生物に毒性

注意書き：　【安全対策】
すべての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
使用前に取扱説明書を入手すること。
この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。
熱から遠ざけること。
裸火または他の着火源に噴霧しないこと。
防火服、防災服、耐火服を着用すること。
適切な保護手袋、保護面を着用すること。
屋外又は換気の良い区域でのみ使用すること。
ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。
取扱い後はよく手を洗うこと。
衣類及び他の可燃物から遠ざけること。
環境への放出を避けること。

【応急措置】
火災の場合には適切な消火方法をとること。
大火災及び大量の場合：区域より退避させ、爆発の危険性により遠くから消火すること。
吸入した場合、空気の新鮮な場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
飲み込んだ場合：口をすすぐこと。
眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。コンタクトレンズを容易に外せる場合には外して洗うこと。
皮膚（または髪）に付着した場合、直ちに汚染された衣類をすべて脱ぐこと、取り除くこと。皮膚を流水、シャワーで洗うこと。
衣類にかかった場合：服を脱ぐ前に、直ちに汚染された衣類及び皮膚を多量の水で洗うこと。

汚染された保護衣を再使用する場合には洗濯すること。
ばく露又はその懸念がある場合、医師の診断、手当てを受けること。
飲み込んだ場合：気分が悪い時は、医師の診断、手当てを受けること。
口をすすぐこと。
眼に入った場合、直ちに医師の診断、手当てを受けること。
気分が悪い時は、医師の診断、手当てを受けること。
吸入した場合、直ちに医師の診断、手当てを受けること。

【保管】
可燃物、その他の禁忌物質から離して保管すること。
容器を密閉して換気の良い場所で施錠して保管すること。

【廃棄】
内容物や容器を、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。

---

3. 組成・成分情報

単一製品/混合物の区分‥	単一の化合物
化学名 ‥‥‥‥‥‥‥‥	過酸化水素
含有量 ‥‥‥‥‥‥‥‥	９０．０%以上
化学式又は構造式 ‥‥‥	H_2O_2
官報公示整理番号 ‥‥‥	化審法：（１）－４１９
ＣＡＳ番号 ‥‥‥‥‥‥	７７２２－８４－１
国連分類番号 ‥‥‥‥‥	５．１
国連番号 ‥‥‥‥‥‥‥	２０１４

---

4. 応急措置

目に入った場合 ‥‥‥‥	直ちに洗浄な水で最低１５分間眼を洗浄した後､眼科医の手当てを受けること。この商品が眼に入った場合、寸秒でも早く洗浄を始め、入った製品を完全に洗い流す必要がある。洗浄を始めるのが遅れる又は不充分だと､眼の障害を生ずる恐れがある。
皮膚に付着した場合 ‥‥	汚染された衣類、靴等を速やかに脱ぎ捨てる。必要であれば切断する。製品に触れた部分を流水で充分に洗い流す。
吸入した場合 ‥‥‥‥‥	被災者を直ちに空気の新鮮な場所に移動させ､医療処置を受ける手配をする。
飲み込んだ場合 ‥‥‥‥	水又はミルクを飲ませ、直ちに医療処置を受ける手配をする。

被災者に意識のない場合は、口から何も与えてはならない。

---

5. 火災時の措置

消火剤 ・・・・・・・・・・・・・・・ 一般火災の場合は消火剤として水を用いるが、多量の有機溶剤や油類が混在する場合は、泡粉末あるいは二酸化炭素などの消火器を使用する。

消火方法 ・・・・・・・・・・・・・ 過酸化水素の分解により発生する酸素ガスは、周囲の可燃物の燃焼を助け、火災を激しくするので、注意が必要である。注水に当たっては安全な距離を確保し、遮蔽物を利用する。また、放水銃などを利用して無人化を図る。火災の周辺にある容器は速やかに安全な場所に移動させる。移動できない場合は散水冷却する。

消火活動上の注意事項 ・・ 消火作業は風上から行う。

---

6. 漏出時の措置

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【少量の場合】漏出液は多量の水で充分希釈して洗い流す。
【多量の場合】盛土等で囲って流出を防止し、安全な場所に導き、濃厚な液が河川などに流れ込まないようにしてから大量の水で充分希釈して、廃棄上の注意に従って処分する。漏出した場所の周辺にロープを張るなどして関係者以外の立ち入りを禁止する。作業の際には必ず保護具を着用し、風上から作業する。周囲の木、布等の可燃物とは接触させない。もし、接触した場合は、大量の水で充分洗い流す。漏洩した液は決して元の容器に回収してはならない

---

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い ・・・・・・・・・・・・・・・ 過酸化水素の飛散、漏洩等の防止措置をとる。使用場所の付近には可燃物、引火物を置かないようにし、使用場所でみだりに火気を使用しない。一度容器から出したものは元の容器に戻さない。配管を使用する場合には、過酸化水素を密閉状態にしてはならない。また、過酸化水素の付着した木、紙、布等の可燃物は水で充分洗い流す。過酸化水素の接触、吸入防止の為、保護具を着用する。

保管 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 不純物が容器に混入しないようにする。容器には通気口付きの蓋を使用し（タンクの場合には弁と管を設け）、 完全密封の状態にしない。可燃物や過酸化水素の分解を促進する物質と混合

貯蔵をしてはならない。保管場所には水道などを設備し、非常の場合、容易に洗い流せるようにする。通風のよい所に保管し、過酸化水素が高温にならないようにする。（直射日光を避け、冷暗所に保管することが望ましい。）保管場所は、施錠をした毒劇物保管庫とすること。過酸化水素の分解を促進する材質のものは使用してはならない。

---

8. 暴露防止及び保護措置

管理濃度 ・・・・・・・・・・・・・ データなし。

許容濃度 ・・・・・・・・・・・・・ 日本産業衛生学会：データなし。
ＡＣＧＩＨ（１９９２～９３年度版）：データなし。

保護具 ・・・・・・・・・・・・・・・ 必要に応じて保護眼鏡、酸性ガス用防毒マスク、保護手袋ゴム長靴、ゴム前掛け等の着用をする。但し、天然皮革製保護具は使用してはならない。

設備対策 ・・・・・・・・・・・・・ 取扱い場所については安全シャワー、洗眼設備を設置し、その位置を明示する。取扱いについてはできるだけ密閉された装置機器又は局所排気装置を使用する。

---

9. 物理及び化学的性質

外観等 ・・・・・・・・・・・・・・・ 無色透明の液体、特有な刺激臭がある。

沸点 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ １０３℃

融点 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ －３２．８℃

比重 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ １．１３（２０／４℃）

溶解度 ・・・・・・・・・・・・・・・ 水に易溶。

蒸気圧 ・・・・・・・・・・・・・・・ ２３０６Ｐａ（２５℃）

蒸気密度 ・・・・・・・・・・・・・ １．１８（空気＝１）

導電率 ・・・・・・・・・・・・・・・ ５Ｘ１０－４ｓ／ｍ（２５℃）

粘度 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ １．１１ｃｐ（２０℃）

引火点 ・・・・・・・・・・・・・・・ データなし。

発火点 ・・・・・・・・・・・・・・・ データなし。

爆発限界 ・・・・・・・・・・・・・ データなし。

揮発性 ・・・・・・・・・・・・・・・ なし。

可燃性 ・・・・・・・・・・・・・・・ なし。

発火性 ・・・・・・・・・・・・・・・ 加熱等（衝撃、摩擦）により、発火、爆発することがある。

酸化性 ・・・・・・・・・・・・・・・ あり。

爆発性 ・・・・・・・・・・・・・・・ 加熱等（衝撃、摩擦）により、発火、爆発することがある。ア

ンモニアと接すると爆発の危険がある。

---

10. 安定性及び反応性

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 異物（重金属、アルカリ、酸化されやすい有機物等）が混入しない限り非常に安定である。種々の無機化合物を酸化し、有機化合物に対しても酸化作用がある。白金、銀、銅、クロム、マンガン等と接触すると急激に分解し、密閉容器では破裂することがある。

---

11. 有害性情報

急性毒性 ・・・・・・・・・・・・・ ＬＤ５０　７００ｍｇ／ｋｇ　皮膚　ラット
ＬＤ５０　２１ｍｇ／ｋｇ　静脈　ラット

刺激性 ・・・・・・・・・・・・・・・ 強い粘膜刺激あり。 ７ｐｐｍ／人間

皮膚腐食性 ・・・・・・・・・・・・ 皮膚粘膜に対し強い刺激性がある。

感作性 ・・・・・・・・・・・・・・・ データなし。

亜急性毒性 ・・・・・・・・・・・・ ラット経口 ６０ｍｇ／ｋｇ／日 で２０日後より発育抑制。

慢性毒性 ・・・・・・・・・・・・・ データなし。

がん原性 ・・・・・・・・・・・・・ マウス経皮 ０．５％溶液 ０．１ｍｌ ３回／週 投与にて、腫瘍発生なし。

変異原性 ・・・・・・・・・・・・・ 弱い陽性。サルモネラ菌（ｔｙｐｈｉｍｕｒｉｕｍ菌）によるテスト。

生殖毒性 ・・・・・・・・・・・・・ ラット経口 ＴＤＬ０ ３６．４３２ｍｇ／ｋｇ
（１２週間 オス ９．６％ 過酸化水素）

催奇形性 ・・・・・・・・・・・・・ データなし。

---

12. 環境影響情報

分解性 ・・・・・・・・・・・・・・・ データなし。

蓄積性 ・・・・・・・・・・・・・・・ データなし。

魚毒性 ・・・・・・・・・・・・・・・ ヒメダカ：２４ＴＬｍ １８５ｐｐｍ
４８ＴＬｍ １２５ｐｐｍ
アユ：４８ＴＬｍ ４～５ｐｐｍ

---

13. 廃棄上の注意

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ “取扱いおよび保管上の注意”の項の記載による他、廃棄する過酸化水素は亜硫酸ナトリウム等の還元剤あるいは金属類と反応させて分解する。廃水は排出基準（ｐＨ、ＣＯＤ他）に適

合していることを確認の上、廃棄する。過酸化水素を多量に活性汚泥処理設備に流さないようにする。

---

14. 輸送上の注意

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【陸上輸送】車輌等によって運搬する場合は、荷送人は運送人に対し事故時の応急処置を記載した文書を交付する。運搬に際しては容器に漏れのないことを確かめ、転倒、落下、損傷がないように積み込み、荷崩れ防止を確実に行う。可燃物や過酸化水素と反応する物質との混載は避ける。労働安全衛生法、毒物及び劇物取締法の注意事項に従うこと。

【海上輸送】甲板上では金属粉末、過マンガン酸塩および可燃性個体から６ｍ以上離す。船舶安全法および海洋汚染および海上災害の防止に関する法律の注意事項に従うこと。

【航空輸送】火薬類（隔離区分がＳのものは除く）、引火性液体、自然発火性物質、その他可燃性物質、腐食性物質と隔離する。航空法の注意事項に従うこと。

---

15. 適用法令

化審法 ・・・・・・・・・・・・・・・	優先評価化学物質
労働安全衛生法 ・・・・・・・・	名称等を通知すべき危険物及び有害物
	名称等を表示すべき危険物及び有害物
	危険物・酸化性の物
毒物及び劇物取締法 ・・・・	劇物
消防法 ・・・・・・・・・・・・・・・	第６類酸化性液体、過酸化水素
水質汚濁防止法 ・・・・・・・・	指定物質
海洋汚染防止法 ・・・・・・・・	有害液体物質（Y 類物質）
航空法 ・・・・・・・・・・・・・・・	輸送禁止
	酸化性物質類・酸化性物質
船舶安全法 ・・・・・・・・・・・・	酸化性物質類・酸化性物質
港則法 ・・・・・・・・・・・・・・・	その他の危険物・酸化性物質
道路法 ・・・・・・・・・・・・・・・	車両の通行の制限
外為法 ・・・・・・・・・・・・・・・	輸出貿易管理令別表第１の１６の項
労働基準法 ・・・・・・・・・・・・	疾病化学物質

---

16. その他の情報

【参考文献】

産業中毒便覧	医歯薬出版株式会社
毒性データ特別調査レポート	海外技術資料研究所
危険データブック	東京消防庁警防研究会監修
化学品別適用法規総覧	化学工業日報社
14504 の化学商品	化学工業日報社
化学品法規制検索システム	日本ケミカルデータベース
GHS 仕様モデル SDS	中央労働災害防止協会 安全衛生情報センター

＊ この安全データシートは、各種の文献などに基づいて作成していますが、必ずしもすべての情報を網羅しているものではありませんので、取扱いには十分注意して下さい。また、含有量、物理及び化学的性質、危険有害性などの記載内容は、情報提供であり、いかなる保証をなすものではありません。なお、注意事項は通常の取扱いを対象としたものであり、特殊な取扱いをする場合には、その用途・用法に応じた安全対策を実施して下さい。